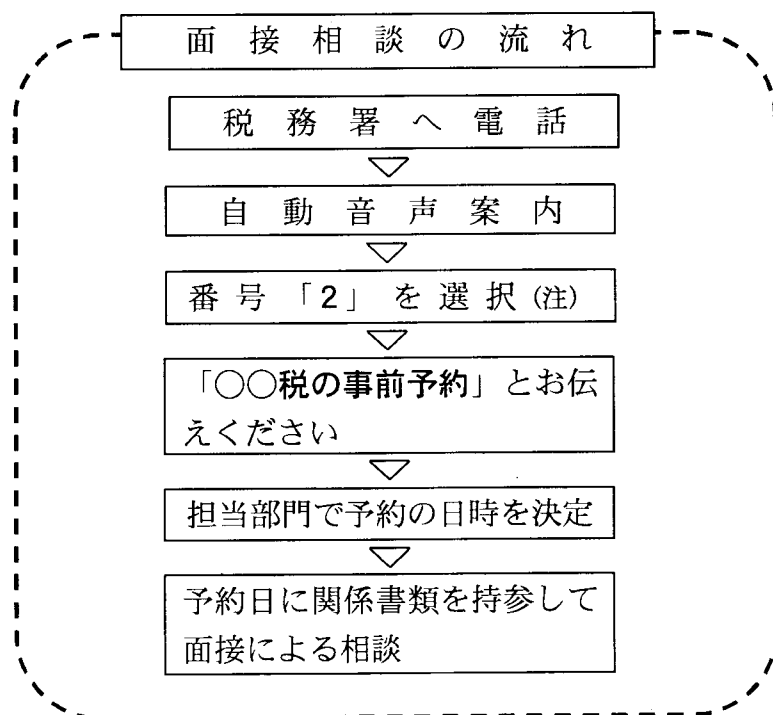


税務署からのお知らせ

税務署での面接相談は、 「事前予約制」としております

関係書類を確認する必要があるなど、ご相談の内容により電話での回答が困難な場合には、所轄税務署において十分な相談時間をもって面接するため、「事前予約制」としてしておりますので、あらかじめご了承ください。
予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いいたします。



(注) 税に関する一般的なご質問・ご相談は、電話相談センターでお受けしております。
税務署へ電話し、自動音声案内の番号「1」を選択してください。